

2009くらしのサポーター通信No.41

2009.11発行

ハイライト:

□今月のテーマ:クレジット契約について

□交流コーナーコラム:全商品半額 ～「例外あり」との併記～

クレジット契約について

クレジットカードの普及などを背景にクレジット契約は身近なものとなってきています。また、「改正割賦販売法」（平成20年6月18日公布）が本年12月1日から施行されます。そこで、今回はクレジット契約について基本的なことがらと法改正の概要をまとめてみましたので、参考としてください。

1 クレジット契約とは

(1) クレジット契約の支払い相手

Aさんは、B店に気に入ったバッグがあったので、C会社のクレジットカードを使って買い物をしました。この場合、Aさんは、後で代金をC社に支払うことになります。これは、AさんがC社に自分の代金を立て替えてくれるように依頼し、それをC社が実行してくれたからです。つまり、商品を購入するときに、代金をクレジット会社が販売店に立替払いをして、消費者がこれを後から支払うのがクレジット契約です。

(2) クレジット契約（販売信用）の分類

あらかじめクレジットカードを発行しておき、販売業者にカードを提示して利用限度額の範囲内で商品を購入する方式を「包括クレジット」といいます。商品購入の都度、クレジット申込書を作成・提出し、クレジット会社が審査して代金を立替払いする方式を「個別クレジット」といいます。

(3) クレジット契約（販売信用）のしくみ

購入者（消費者）・販売店・クレジット会社の三者間の取引です。

- ①販売店とクレジット会社は、加盟店契約を結んでいます。
- ②消費者と販売店の間で売買契約等が結ばれます。
- ③消費者は、クレジット会社に対して②の代金支払いを委託します。
- ④クレジット会社は、消費者の信用調査をしたうえで立替払いをします。
- ⑤消費者は、この立て替えてもらった代金を、後日、分割または一括してクレジット会社に払っていきます。

クレジットは、金銭支払い義務が伴います。分割手数料等も消費者が負担します。クレジットは「借金」することと同じです。このため、確実に返済できる見込みがある場合に、利用することを心掛けるようにしてください。



2 クレジット規制の強化

割賦販売法の一部を改正する法律（平成20年6月18日公布）が平成21年12月1日から施行され、クレジットの規制強化が図られますが、概要は次のとおりです。

- （1）個別クレジット業者に、訪問販売、電話勧誘販売、連鎖販売取引（マルチ商法）、特定継続的役務提供（エステ等）、業務提供誘引販売取引を行う加盟店（販売業者）の勧誘行為について調査することを義務づけ、不適切な勧誘があれば消費者への与信を禁止します。
- （2）個別クレジット業者に対して、書面交付に関する義務が強化されました。通信販売を除くすべての特定商取引において契約の申込時と締結時に書面を交付する法的責任を負うことになります。
- （3）訪問販売等において与信契約をクーリング・オフすれば、販売契約も同時にクーリング・オフされるようになりました。購入者は、個別クレジット業者に対してのみ、クーリング・オフを通知し、個別クレジット業者は販売業者にその旨を通知しなければなりません。
- （4）通常必要とされる分量を著しく超える商品の売買契約や役務の提供契約（過量販売）に対する与信をしないことを個別クレジット業者に対して義務づけ、そのような契約は1年以内であれば解除できることとします。
なお、クレジット業者から既払金の返還を受ける場合、販売契約の解除がされていないと、販売契約に基づく代金支払債務が残ることになるので、あわせて、販売契約の解除を販売業者に対して行うことが重要です。この際、まず与信契約の解除をし、同時またはその後に販売契約の解除をすることで割賦販売法の清算ルールの適用を受けることができます。
- （5）販売会社が個別クレジット契約の勧誘を行うに際して、支払総額・支払回数等のクレジット契約の内容や、商品の品質・性能等の販売契約に関する重要事項等について不実の告知などの不適切な勧誘を行った場合には、与信契約を取り消すことを認めることにより、個別クレジット業者から既払金の返還を受けることを可能にします。与信契約が割賦販売法によって取り消され、かつ、販売契約が特商法の取消権等により無効となった場合には次の清算規定を適用します。
 - ①クレジット業者は、立替金相当額を消費者に請求できません。
 - ②クレジット業者が販売業者に支払った立替金は、販売業者がクレジット業者に対して返還義務を負います。
 - ③購入者がクレジット業者に支払った既払金については、クレジット業者に返還を請求できます。
- （6）クレジット業者に対し、指定信用機関を利用した支払能力調査を義務づけ消費者の支払能力を超える与信契約の締結を禁止します。（この規定の本施行は、平成22年12月までに行われます。）

3 クレジットに関するトラブル等について

●事例：クレジット会社から買った覚えのない高額な請求がきた。

クレジットカードが盗難・紛失したことにより、第三者が本人になりすまし他人のクレジットカードを不正に使用したり、スキマーというカード読取器でクレジットカードの磁気情報を盗み取り、偽造カードを作成しそのクレジットカードを不正に使用するといった被害が発生しています。クレジットカードを利用するときは、スキミングされないように目の前で処理してもらい、カードから眼をはなさないことです。また、第三者が持ち出せないように常に身につけておく、公衆浴場などでは保管するときに十分注意する、といっ

たことが有効です。クレジット会社は偽造カードにより利用と分かれば、通常消費者には請求しません。この事例では、すぐクレジット会社に不正使用だと申し出るとともに、もよりの警察に被害届を出してください。

●事例：クレジットカードを友人に貸したら高額な借金をされた。

クレジットカードはクレジット会社から貸与されているもので、カードの所有権はクレジット会社にあります。他人に貸与、譲渡したりすることは禁止されており、その場合は本人（契約者）が責任を負うこととなります。この事例の場合、友人が利用するであろうことがわかっていて貸していますので本人は契約者としてクレジット会社から請求され、クレジットに対しては、返済義務があります。もちろん友人に対しては請求することができます。

●事例：分割払いのクレジットで購入した商品が届かない。

分割払いで購入した商品が販売店からとどかないなど問題がおきた場合、クレジット会社にその旨を申し出れば支払いを拒むことができます。これを「支払停止の抗弁権」といい、割賦販売法に定められた権利です。商品が届くなど問題が解決したら、支払いを再開することになります。

交流コーナー

くらしのサポーターのみなさんの質問や情報をお待ちしています。

くらしのコラム

全商品半額～「例外あり」との併記～

「すべて・・・」の否定が「ある・・・」であるとの論理教材は理解し難い。当然のこと「ある・・・」の否定は「すべて・・・」であるのだ。理解できたようでありながら、問題の中では間違い易い。

先日、「全商品半額、ただしA商品は対象商品ではありません」と記された折り込みチラシが新聞に挟んであった。これは「全（すべての）商品・・・」と「ある商品(A)は・・・でない」を併記してあることになる。論理的には「pである」と「pでない」の併記だ。

全商品と言えば例外なくと言う事であり、〇〇が例外と言えば、反例をあげたことになる。反例をあげることは、「全商品・・・」を否定したことになる。これは、かなりおかしいチラシであるのだ。

くらしのサポーター 三原茂雄

くらしのサポーター担当者より

「平成21年度くらしのサポーター研修会」を県西部・県南部・県央部で開催いたしましたところご多忙中にもかかわらず、ご参集いただき、厚くお礼申し上げます。

各研修会場では貴重なご意見、ご提言をいただきまして誠にありがとうございました。今後の施策推進の参考としてまいりたいと考えております。

くらしのサポーターの皆様方におかれましては、時節柄ご自愛ください。